

## 大阪市民間保育所等耐震診断調査補助要綱

平成 22 年 8 月 16 日制定

令和 7 年 3 月 31 日改正

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市交付規則第 7 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金（以下「補助金」という。）の交付に係る申請、決定等について必要な事項を定めるものとする。

### (補助の目的)

第 2 条 この補助金は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に基づき設置された幼保連携型認定こども園並びに第 3 条第 1 項に基づき認定を受けた保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園（ただし、民間保育事業者が設置運営するものに限る。以下「民間保育所等」という。）の耐震診断調査に要する経費を補助することにより、民間保育所等の利用者及び入所者の安全を確保し、災害による被害を未然に防止することを目的とする。

### (補助の対象)

第 3 条 補助対象となる事業の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、第 6 条に規定する補助金の交付申請と同一年度内に完了する場合に限る。

#### (1) 調査内容

各施設の構造に応じ、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」（2017 年改訂版）（財団法人日本建築防災協会発行）、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」（2011 年度版）（財団法人日本建築防災協会発行）、及び「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012 年度版）（財団法人日本建築防災協会発行）、又は「大阪府 木造住宅の限界耐力計算による耐震診断・耐震改修に関する簡易計算マニュアル 平成 26 年 9 月」（大阪府まちづくり部建築指導室・社団法人日本建築構造技術者協会監修、社団法人大阪府建築士会発行）による診断とする。

#### (2) 補助対象者

補助金の交付対象者は、前条の民間保育所等のうち、次の各号を満たす施設を設置運営している法人とする。

ア その規模、設備及び運営に関して、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪市条例第 49 号）及び大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 22 日）並びに大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 28 年大阪市条例第 86 号）において規定されているそれぞれの施設に関する基準及びその他運営に関する基準を満たすこと。

イ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認申請がなされた施設。(ただし、新耐震設計法によらないものに限る。)

ウ その建物が施設を設置運営している法人の所有であること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 耐震診断業務
- (2) 補強計画案の作成(補強の程度や補強費の概算等を把握するために作成するもの。)
- (3) 精密調査(コア抜き取り(跡補修)、圧縮試験、中性化試験等)

(補助額)

第 5 条 補助額は、補助対象経費の実行額(消費税相当額含む)と別表に定める基準により積算された金額を比較して低い方の金額に 4 分の 3 を乗じた額から千円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、上限は 1,500 千円とする。

(補助金の交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を申請しようとする者は、「大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金交付申請書[様式第 1 号]」に交付規則第 4 条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 交付規則同条第 4 号の市長が特に必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設(事業)の種類

3 交付規則同条の市長が必要と定める添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書[様式第 1 号 別紙 1]、補助積算内訳書[様式第 1 号 別紙 2]
- (2) 建物の平面図
- (3) 調査業務にかかる見積書の写し(三者以上)
- (4) 法人財産目録の写し
- (5) 定款(ただし、財団法人にあっては寄付行為、宗教法人にあっては規則)の写し
- (6) 代表者の印鑑登録証明書
- (7) 法人登記事項証明書
- (8) 登記簿謄本等当該建物の所有者等が確認できる書類

(申請の時期)

第 7 条 前条に規定する申請は、補助対象経費となっている業務の着手前に行い、次条に規定する決定を受けなければならない。

(交付の決定)

第 8 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であ

るかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、「大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金交付決定通知書[様式第2号]」により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、「大阪市民間民間保育所等耐震診断調査補助金不交付決定通知書[様式第3号]」により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長が補助金の交付の決定又は交付しない旨の決定をする場合の交付規則第5条第4項に規定する通常要すべき標準的な期間は、第6条に規定する交付申請に必要な全ての書類到達後(申請内容を補正するための期間は除く)の翌日から起算して60日とする。
- 4 交付規則第6条第3項の規定により、付することができる必要な条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させことがある。
  - (2) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならぬ。
  - (3) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
  - (4) 市長が補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長の定める期限までに市長の定める額を返還しなければならない。

#### (申請の取下げ)

- 第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付規則第8条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは「大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金交付申請取下書[様式第4号]」により行うものとする。
- 2 交付規則同条第1項の「市長が定める期日」は、補助事業者が交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して30日以内とする。

#### (補助金の交付の時期)

- 第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときに、第14条に基づき

決定された補助金額で市長に請求するものとする。

- 2 市長は前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から 30 日以内に当該請求にかかる補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者は、交付規則第6条第1項第1号の交付条件に基づき補助事業の内容を変更しようとするときは、「大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金事業内容変更承認申請書[様式第5号]」により行うものとし、同項第2号の交付条件に基づき補助事業を中止又は廃止しようとするときは、「大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金事業中止・廃止承認申請書[様式第6号]」により行うものとする。

- 2 交付規則同条第1項第1号の「市長が認める軽微な変更」は、補助対象経費が、事業の見直し等により減少したものの、本要綱第5条に規定する補助金の額の減少が交付決定額の100分の10に満たない場合とする。
- 3 前項の規定に関わらず、第3条第1項第1号に規定する診断の結果、第4条第1項第2号に規定する経費を必要としなくなった場合は、他の補助対象経費に変更がない場合に限り、交付規則同条第1項第1号の「市長が認める軽微な変更」とする。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 市長は、交付規則第9条の規定に基づき補助金の交付の決定若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するときは、「大阪市民間保育所等耐震診断調査費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書[様式第7号]」により行うものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、「大阪市民間保育所等耐震診断調査費補助金実績報告書[様式第8号]」に交付規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に報告しなければならない。

- 2 交付規則同条第5号の市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。
- (1) 補助対象施設の名称及び所在地
- (2) 施設(事業)の種類
- 3 交付規則同条の市長が必要と認める添付書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実績報告書[様式第8号 別紙1]
- (2) 補助対象経費にかかる契約関係書類の写し
- (3) 前号の契約に基づく業者からの請求書又は領収書及び振込金受取書の写し
- (4) 調査業務にかかる検査調書、業務完了届
- (5) 調査報告書(診断結果と補強案及び補強費の概算をまとめたもの。準拠基準を記載すること。)の写し

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の原本の調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「大阪市民間保育所等耐震診断調査費補助金額確定通知書[様式第9号]」により補助事業者に通知するものとする。

(変更・取り消し通知)

第15条 市長は、交付規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、「大阪市民間保育所等耐震診断調査費補助金交付決定取消通知書[様式第10号]」により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助に係る経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第14条の通知を受けた日から10年間保存しなければならない。

(施行の細目)

第17条 この要綱の施行の細目については、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年8月16日から施行する。
- 1 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

【耐震診断調査補助基準額】

施設延床面積	1,000m <sup>2</sup> 以内の部分	1,000m <sup>2</sup> を超える、2,000m <sup>2</sup> 以内の部分	2,000m <sup>2</sup> を超える部分
補助単価(m <sup>2</sup> あたり)	3,670円／m <sup>2</sup>	1,570円／m <sup>2</sup>	1,050円／m <sup>2</sup>

(※1) 一施設に第3条第1項(2)各号を満たす複数の建物がある場合、施設延床面積は各建物の延床面積の合計とする。

(※2) 第2条に規定する民間保育所等以外の施設との併設の場合、施設延床面積は民間保育所等部分のみの延床面積とする。

(様式第1号)

年　月　日

大阪市長 様

法人所在地

法人名

代表者の氏名

## 大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金交付申請書

標記の補助金について交付を受けたいので、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

### 1 申請額

### 2 整備を行う施設の所在地、施設名及び施設種別

所在地

施設名

施設種別

### 3 補助事業の名称

### 4 補助金を必要とする理由

### 5 現在行っている事業の概要

## 6 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）  
補助積算内訳書（大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金）  
(別紙2)
- (2) 建物の平面図
- (3) 調査業務にかかる見積書の写し（三者以上）
- (4) 法人財産目録の写し
- (5) 定款（ただし、財団法人又は学校法人にあっては寄付行為、宗教法人にあっては規則）の写し
- (6) 代表者の印鑑登録証明書
- (7) 法人登記事項証明書
- (8) 登記簿謄本等当該建物の所有者等が確認できる書類

## 事業計画書

### 1. 事業の概要

#### (1) 名称

大阪市民間民間保育所等耐震診断調査

#### (2) 目的

現行の施設の耐震性等を調査し、施設利用者の安全の確保、災害時の被害を未然に防ぐための、今後の施設整備・運営に資することを目的とする。

#### (3) 内容

建築構造の耐震診断・調査、及び補修が必要な場合の補強計画案の作成、見積等  
詳細は、別添仕様書による。

### 2. 補助金の算出根拠

別紙2のとおり

### 3. 財源内訳

大阪市補助金

法人負担金

---

合計

(様式第1号) (別紙2)

補助積算内訳書（大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金）

法人等名称

施設名

区分	事業見積額 (A)	補助対象経費(B)			(A)と(B)を 比較して 低い方(C)	市補助金 申請額(※) (C)×3/4
		補助単価	延床面積	補助対象経 費		
大阪市民間 保育所等耐 震診断調査	(円)	(円)	(m <sup>2</sup> )	(円)	(円)	(円)

(※) 上限は1,500,000円

補助単価について

条件	補助単価
延床面積が1,000m <sup>2</sup> 以内の部分は1m <sup>2</sup> あたり	3,670円
延床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え、 2,000m <sup>2</sup> 以内の部分は1m <sup>2</sup> あたり	1,570円
延床面積が2,000m <sup>2</sup> を超える部分は1m <sup>2</sup> あたり	1,050円

(様式第2号)

大阪市指令こ青第 号  
年 月 日

法人名  
代表者名 様

大阪市長  
(担当:こども青少年局保育企画課)

## 大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた標記補助金については、次の条件を付して  
金 円を交付することを決定したので通知します。

記

### 1 補助金交付の条件

- (1) この補助金は、補助対象事業（以下「補助事業」と言う）である が行う耐震診断調査補助金として交付するものであり、申請書記載の内容と相違することのないように使用すること。
- (2) 補助事業の内容、経費の配分を変更（市長が認める軽微な変更を除く）する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けること
- (4) 補助事業が予定の年度内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合は速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 市長が、補助金にかかる執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (6) 市長は、申請者が補助事業等を遂行することができないことにより、当該年度以前に補助事業の一部が完了し補助金の交付済みのものも含め、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。
- (7) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「交付規則」という。）及び大阪市民間保育所等耐震診断調査補助要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守すべきこと

### 2 その他

- (1) 補助対象事業者は、補助事業にかかる経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から10年間保存すること。
- (2) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令こ青第  
年 月 日

法人名  
代表者名 様

大阪市長  
(担当:こども青少年局保育企画課)

### 大阪市民間民間保育所等耐震診断調査補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市民間民間保育所等耐震診断調査補助金については、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

#### 1 交付しない理由

(様式第4号)

年　　月　　日

(提出先) 大阪市長 様

(申請者)

住所又は所在地

氏名又は法人名

法人の場合は代表者の役職及び氏名

連絡先電話番号

### 大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金交付申請取下書

年　　月　　日付け大阪市指令こ青第　　号にて通知のありました大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金の交付決定については、大阪市民間保育所等耐震診断調査補助要綱第9条の規定により次のとおり申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書を受け取った日　　年　　月　　日

2 取り下げの理由

(様式第5号)

年　　月　　日

(提出先) 大阪市長 様

(申請者)

住所又は所在地

氏名又は法人名

法人の場合は代表者の役職及び氏名

連絡先電話番号

### 大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金内容変更承認申請書

年　　月　　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更する必要がありますので、承認を申請します。

記

#### 1 変更する内容及びその理由

(様式第6号)

年　　月　　日

(提出先) 大阪市長 様

(申請者)

住所又は所在地

氏名又は法人名

法人の場合は代表者の役職及び氏名

連絡先電話番号

### 大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金中止・廃止承認申請書

年　　月　　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり中止・廃止する必要がありますので、承認を申請します。

記

1 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間を併せて示すこと。）

(様式第7号)

大阪市指令こ青第 号  
年 月 日

法人名  
代表者名 様

大阪市長  
(担当: こども青少年局保育企画課)

大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金事情変更による  
交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定しました大阪市  
民間保育所等耐震診断調査補助金については、次のとおり取消し・変更することを決定しま  
したので通知します。

記

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

年　月　日

大阪市長様

所 在 地

法 人 名

代表者の氏名

### 大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金実績報告書

年　月　日付大阪市指令こ青第　　号で交付決定を受けた標記補助金にかかる事業の実績について下記関係書類を添え報告します。

記

1 補助金予定額 円

2 整備を行った施設の所在地・施設名及び施設種別

所 在 地

施 設 名

施 設 種 別

3 補助事業等の名称

4 添付書類

(1) 事業実績報告書（別紙1）

(2) 補助対象事業にかかる契約関係書類の写し

(3) 前号の契約に基づく業者からの請求書又は領収書及び振込金受取書の写し

(4) 調査業務にかかる検査調書、業務完了届

(5) 調査報告書の写し（診断結果と補強案・概算見積をまとめたもの。準拠基準を記載すること。）

## 事業実績報告書（大阪市民間保育所等設耐震診断調査補助金）

法人等名称

施設名

区分	事業見積額 (A) (円)	補助対象経費(B)			(A)と(B)を 比較して 低い方(C)	市補助金 申請額(※) (C)×3/4 (円)
		補助単価	延床面積	補助対象経 費		
大阪市民間 保育所等耐 震診断調査						

(※) 上限は1,500,000円

## 補助単価について

条件	補助単価
延床面積が1,000m <sup>2</sup> 以内の部分は1m <sup>2</sup> あたり	3,670円
延床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え、 2,000m <sup>2</sup> 以内の部分は1m <sup>2</sup> あたり	1,570円
延床面積が2,000m <sup>2</sup> を超える部分は1m <sup>2</sup> あたり	1,050円

大青第 号  
年 月 日

申請者 様

大阪市長

大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定しました大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

1 確定金額 金 円

(様式第10号)

大阪市指令こ青第 号  
年 月 日

申請者名 様

大阪市長

大阪市民間保育所等耐震診断調査費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定しました大阪市民間保育所等耐震診断調査補助金については、次のとおり取り消しすることを決定しましたので通知します。

記

1 取り消しの内容

2 取り消しの理由